

ふつつし公共交通ニュース

～vol.43 2025 年 3 月～

～令和 7 年度富津市タクシー運賃助成事業について～

富津市では、運転免許証を保有していない高齢者等や自動車の運転が一時的に困難になる妊産婦の方を対象に、タクシー運賃の一部を助成する事業を実施しています。

また、利用券は、乗車・降車場所の両方または片方が富津市内のタクシー利用について、1 回の乗車につき 1 人 2 枚まで使用できます。

【助成対象者】

1 富津市に住民登録があり、運転免許証をお持ちでない方のうち、以下の要件（①～⑤）のいずれかに該当する方

- ① 満年齢 65 歳以上の方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方（受給者証の写しの添付をお願いします。）
- ⑤ 就学前の子どもを監護する父母（父母がない場合または監護をしない場合は、当該子どもを監護するものと市長が認める者）

2 富津市に住民登録がある妊産婦の方（出産予定日の 4 か月前から出産予定日の 2 か月後までの間にある方）

すでに申請している方は自動更新となりますので、令和 7 年度（青色）の助成券を 3 月 25 日から順次発送いたします。



富津市おもてなしキャラクター
「ふつつん」

【助成内容】

- 申請日に応じて、対象者1人につき最大48枚の利用券(1枚500円上限)を交付します。(申請時期によって枚数は異なります。)
※3月31日までに申請いただくと48枚の交付をすることが可能です。
- 利用券は1回の乗車につき1人2枚を限度に使用できます。複数の対象者が同乗したときは、それぞれ1人2枚を限度に使用できます。
- 乗車場所・降車場所の両方または片方が富津市内で、タクシー利用券に記載された事業者を利用するときに使用できます。

【利用券サンプル(左:表紙 右:利用券)】

令和7年度 富津市タクシー運賃助成利用券		令和7年度富津市タクシー運賃助成利用券 助成額 本券1枚につき500円		利用者番号 第 号 有効期限 令和8年 3月31日
乗車日時	年 月 日 午前・午後 時 乗車	乗車区間 ①～③のいずれか1つに○印 ②と③は地名、場所の名称を記入	乗車場所 ①自宅 ②鉄道駅(駅名) ③その他()	利用目的 1 通院 2 買物 3 その他 乗車料金
事業者名		降車場所 ①自宅 ②鉄道駅(駅名) ③その他()		連番

※利用券の色は年度ごとに変わります (令和7年度は青色です)。

【申請方法】

助成対象者の要件に該当し、タクシー利用券の交付を希望する場合は、申請書(企画課、天羽行政センターで配布またはホームページからダウンロード)に必要事項をご記入いただき、郵送または下記窓口に提出してください。(天羽行政センターでも提出できます。)

【申請先・お問い合わせ先】

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地
富津市役所企画課公共交通係(2階29番窓口)
電話 0439-80-1229(直通)
開庁時間 平日午前8時30分から午後5時15分